

運 営 規 程
～ 居 宅 介 護 支 援 ～

社会福祉法人 再命会
居宅介護支援センター 泉の杜

第1条（事業の目的）

社会福祉法人再命会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、各市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日）」第13条の具体的取扱い方針を遵守する。

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人再命会 居宅介護支援センター 泉の杜
- (2) 所在地 兵庫県姫路市豊富町神谷3041-20

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

- (2) 介護支援専門員：1名（常勤）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス

の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日 月曜日～金曜日とする。

（但し祝日及び12月31日～1月3日を除く）

営業時間 9：00～18：00

第6条（居宅介護支援サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

種類	内 容	提供方法	利 用 料	
要介護認の申請代行。	要介護認の新規変更、更新の申請の代行が出来ます。	申請の相談に応じ、申請の代行を介護支援専門員が行うことが出来ます。	無料（全額公費負担）	
サービス計画の立案、計画表の同意確認再評価、連絡調整、給付管理。	左記の内容のサービスの提供を行います。	月に1回訪問しサービス提供前に毎月作成した利用予定票を交付し、同意を頂きます（介護度の変更等利用者の状況が変化した時も同様です）	要介護1～2	要介護3～5
			11,088 円/月	14,406 円/月
			<ul style="list-style-type: none"> • 初回加算：3,063 円/月 • 入院時情報連携加算Ⅰ：2,552 円/月 • 入院時情報連携加算Ⅱ：2,020 円/月 • 退院退所加算：4,545 円/1 回(カンファレンス参加無) 6,060 円/2 回(カンファレンス参加無) 6,060 円/1 回(カンファレンス参加有) 7,575 円/2 回(カンファレンス参加有) 9,090 円/3 回(カンファレンス参加有) • 通院時情報連携加算： 505 円/月 • 緊急時等居宅カンファレンス加算：2,042 円/月 	

通常の事業実施地域

姫路市（旧家島町内を除く）、加西市、加古川市、高砂市、福崎町、市川町、神河町

☆介護保険が適用される場合、上表の報酬は介護保険から直接事業者へ給付されますので、ご利用者の負担はありません。

- 一 利用者の相談を受ける場所：居宅介護支援事業所相談室
- 二 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
- 三 サービス担当者会議の開催場所：居宅介護支援事業所相談室
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上とし、必要の都度訪問する。

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

- (1) 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

片面につき 10円

(2) 通常事業の実施地域以外の地域への訪問の場合の交通費

通常の実施地域以外のご契約者宅へ訪問の場合交通費として以下の額を徴収します。

通常事業の実施地域より片道1kmにつき 50円

※高速道路等有料道路を通行する場合は、追加料金として実費をご負担いただきます。

※緊急を要し、利用者の同意が得られ、タクシー等を利用した場合は実費負担とします。

(3) その他の費用の申し受けが必要となった場合は、その都度協議して利用者に説明をし、同意を得られたものに限り申し受けます。

☆上記の料金を改定する際には、1ヶ月以上前にご利用者に文書で通知します。

第7条（その他運営に関する留意事項）

1. 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所管理者と社会福祉法人再命会の協議により定めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
6. 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
7. 介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努める。
8. 利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを契約時に説明することを義務とする。
9. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 1 居宅サービス計画
 - 2 提供した具体的なサービス内用等の記録

- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等への記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

10. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(付則)

この規程は令和7年4月1日から施行する。